

地縁による団体 法人化の手引き

湯沢市ふるさと未来創造部
まちづくり協働課まちづくり班

(令和6年4月改定版)

目次

1	地縁による団体とは	1
2	地縁による団体の法人化について	1
3	認可の要件	1
4	認可までの手続きの流れ	2
5	認可後の手続きについて	3
6	認可の取り消し及び解散	4
7	認可申請・認可後に必要な書類等	5
	認可申請書	6
	規約（作成例）	7
	議事録（作成例）	1 4
	構成員名簿	1 6
	代表者就任承諾書	1 7
	裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無	1 8
	代理人の有無	1 9
	告示事項変更届出書	2 0
	告示事項変更届出書（記載例）	2 1
	規約変更認可申請書	2 2
	財産目録（作成例）	2 3
	地縁団体告示事項証明書交付請求書	2 4
	認可地縁団体解散届出書	2 5
	認可地縁団体清算終了届出書	2 6
	（参考資料）法人化に伴う主要税目の課税関係	2 7

1 地縁による団体とは

地方自治法上、「町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」は「地縁による団体」と定義されています。すなわち、区域に住所を有することのみを構成員の資格としていることから、自治会、町内会、集落（以下、「自治会等」）のように区域に住所を有する人は誰でも構成員となる団体は、原則として「地縁による団体」と考えられます。

2 地縁による団体の法人化について

従来、自治会等には法人格が認められていませんでしたので、自治会等が不動産等の資産を保有していても、自治会等の名義では登記ができませんでした。そこで、これらの自治会等では、代表者名義や共有名義で登記を行ってきましたが、こうした登記は、名義の変更や相続等、様々な問題を生じていました。

こうした問題を解消するため、平成3年4月に地方自治法が改正され、自治会等が一定の手続きの下に、市長の認可を受けることで、法人格を取得し、これらの団体（以下、「認可地縁団体」）名義で不動産登記ができるようになりました。

認可の目的は、従来は「地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利を保有」し、団体名義で登記等ができるようにすることでしたが、令和3年度の地方自治法の一部改正により「地域的な共同活動を円滑に行うこと」が認可の目的となっています。

湯沢市では、47 団体が地縁による団体の認可を受けています。（令和6年4月1日現在）

3 認可の要件

認可の要件は、次のとおりです。

1. 良好な地域社会の維持および形成に資する地域的な共同活動（住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等）を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることと認められること。
2. 区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。

3. 区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数のものが現に構成員となっていること。

4. 規約を定めていること。この規約には、一定の事項（目的、名称、区域、主たる事務所の所在地、構成員の資格に関する事項、代表者に関する事項、会議に関する事項、資産に関する事項）が定められていなければならないこと。

4 認可までの手続きの流れ

【原因】 (例)自治会館の土地を自治会名義で登記したい

手 続 き	備 考
1. 事前協議	まちづくり協働課

2. 総会開催の準備	
1. 役員会等の開催 2. 議案の作成 （規約、構成員名簿その他認可申請に必要な事項に関する議案） 3. 法人化する予定である旨の周知	

3. 総会の開催（認可申請の意思決定）	
必要事項を総会で議決 ・地縁による団体の認可申請について ・区域の確定について ・規約の制定（変更）について ・構成員の確定について ・保有（予定）資産の確定について ・代表者の決定について	

▼

4. 認可申請書の提出	
【提出書類】 5 ページ参照	まちづくり協働課

▼

市長による認可の決定、告示	
---------------	--

5 認可後の手続きについて

1. 自治会等名義で不動産登記（法務局）や印鑑登録（市民課）が可能となります。
2. 県及び市へ法人を設立したことを届出なければなりません。また、収益事業を行う場合には税務署に届出が必要です。収益事業を行わない場合は、減免申請手続きが必要です。
3. 告示事項に変更があったときは、「告示事項変更届出書」に、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて、市長に届出を行わなければなりません。なお、変更の効力発生は、市長の認可後であり、それまでは第三者に対抗することはできません。
【告示事項】 名称、規約に定める目的、区域、主たる事務所、代表者の氏名及び住所、裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）、代理人の有無（代理人がいる場合には、その氏名及び住所）、規約に解散の事由を定めたときはその事由、認可年月日
4. 規約を変更しようとする場合は、「規約変更認可申請書」により市長の認可を受けなければなりません。なお、規約の効力発生は、市長の認可後となります。
5. 認可時及び毎年度終了後3ヶ月以内に**財産目録**を作成し、常に主たる事務所に備え置かなければなりません。
6. **構成員名簿**を作成し、常に主たる事務所に備え置かなければなりません。
7. 少なくとも毎年1回、構成員の**通常総会**を開かなければなりません。

6 認可の取り消し及び解散

① 認可の取り消し

次のいずれかに該当する場合、市長は認可を取り消すことがあります。

- ・認可を受けた団体が、その目的を営利目的、政治目的等に変更したとき
- ・認可を受けた団体が、相当の期間にわたって活動していないとき
- ・区域内の一部の住民について、正当な理由なく加入を認めないこととしたとき
- ・構成員が多数脱退し、「相当数の者」が構成員となっているとは認められなくなったとき
- ・地縁団体の代表者、構成員又は第三者が、詐欺、威迫等不正な手段により認可を受けたとき

② 解散

次のいずれかに該当するとき、認可地縁団体は解散し、市長に対して届出が必要となります。

- ・規約に定めた解散事由が発生したとき
- ・破産したとき
- ・総構成員の4分の3以上の承諾のある総会の決議があったとき（規約に別段の定めがある場合を除く）
- ・構成員が欠けたとき

解散手続例：総会の決議による解散の場合

- ① 総会による解散の決議（解散の意思決定、清算人の選任、残余財産の帰属先）
- ② 市へ届出（解散届出書、解散決議された総会の議事録添付）
- ③ 市が解散の告示
- ④ 税務署、県税事務所、市税務課に法人解散の届出
- ⑤ 解散の公告及び債権者への債権申出の催促（清算人就任日から2か月以内に官報に少なくとも3回の掲載が必要）
- ⑥ 清算人による現務の決了、債権の取り立てと債務の弁済、残余財産の引き渡し、最終年度の決算書作成）
- ⑦ 総会の開催（残余財産の帰属先、決算、負債等の報告、清算終了の決議）
- ⑧ 市へ届出（清算終了届出書、清算終了が承認された総会の議事録添付）
- ⑨ 市が清算終了の告示→解散手続きの完了

※ 清算手続きは主たる地方裁判所の監督を受けることとなります。

7 認可申請・認可後に必要な書類等

① 認可申請に必要な書類等

- | | |
|--|--------|
| (1) 認可申請書 | 6 ページ |
| (2) 規約（作成例） | 7 ページ |
| (3) 議事録（作成例） | 14 ページ |
| (4) 構成員名簿 | 16 ページ |
| (5) 総会資料 | |
| (6) 代表者就任承諾書 | 17 ページ |
| (7) その他 | |
| ○ 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無
並びに職務代行者の選任の有無 | 18 ページ |
| ○ 代理人の有無 | 19 ページ |
| ○ 区域を表示した地図 | |

② 認可後に必要な書類等

- | | |
|---------------------------------|--------|
| (1) 法人設立申告書（市役所税務課） | |
| (2) 法人設立届出書
（秋田県総合県税事務所雄勝支所） | |
| (3) 市税減免（免除）申請書 | |
| (4) 法人県民税減免申請書 | |
| (5) 不動産取得税減免申請書 | |
| (6) 告示事項変更届出書及び記載例 | 20 ページ |
| (7) 規約変更認可申請書 | 22 ページ |
| (8) 財産目録（作成例） | 23 ページ |
| (9) 地縁団体告示事項証明書交付請求書 | 24 ページ |
| (10) 認可地縁団体印鑑登録申請（市役所市民課） | |
| (11) 認可地縁団体印鑑登録証明交付申請書 | |
| (12) （参考資料）法人化に伴う主要税目の課税関係 | 27 ページ |

③ 解散手続き

- | | |
|-------------------|--------|
| (1) 認可地縁団体解散届出書 | 25 ページ |
| (2) 認可地縁団体清算結了届出書 | 26 ページ |

年 月 日

湯沢市長 様

認可を受けようとする地縁による
団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

認 可 申 請 書

地方自治法第 260 条の 2 第 1 項の規定により、地域的な共同活動を円滑に行うため認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約
- 2 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
- 3 構成員の名簿
- 4 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
- 5 申請者が代表者であることを証する書類

第1章 総 則

(目的)

第1条 本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

地縁による団体の目的は、スポーツや芸術等の特定活動だけでなく広く地域的な共同活動を行なうものである必要があります。

- (1) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡
- (2) 美化・清掃等区域内の環境の整備
- (3) 集会施設、神社等の維持管理
- (4) 社会体育、社会福祉活動
- (5) 交通安全に関する事業
- (6) 防犯及び災害救助に関する事業
- (7) 防火・防災に関する事業
- (8) 公害防止に関する事業
- (9) 緑化推進・リサイクル・資源回収に関する事業
- (10) その他目的達成のために必要な事業

活動内容は、団体の権利能力の範囲を明確にする程度に具体的に定めることが求められます。

(名称)

第2条 本会は、〇〇町内会と称する。

(区域)

第3条 本会の区域は、湯沢市〇〇町〇丁目全域及び〇丁目〇番×号から〇番△号までとする。

(主たる事務所)

第4条 本会の主たる事務所は、湯沢市〇〇字〇〇番地 〇〇町内会館内に置く。

第2章 会 員

(会員)

第5条 本会の会員は、第3条に定める区域に住所を有する個人とする。

区域に住所を有することのほかに、年齢、性別等の条件を会員の資格として定めることは認められません。

(会費)

第6条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

規約改正は、特別議決事項になるので具体的記載は避けたほうがよい。

(入会)

第7条 第3条に定める区域に住所を有する個人で、本会に入会しようとする者は、入会申込書を会長に提出しなければならない。

2 本会は、前項の入会申込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

制約を課すことは認められません。
入会希望者の意思が確認できます。

(退会等)

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には、退会したものとする。

(1) 第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合。ただし、一時的な転居はこの限りではない。

(2) 本人より退会届が会長に提出された場合

2 会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

第3章 役員

(役員の種類)

第9条 本会に、次の役員を置く。

(1) 会長 1人

(2) 副会長 ○人

(3) 会計 ○人

(4) 監事 ○人

地方自治法 260 条の 5 に則り、代表権は代表者 1 人に帰属します。

地方自治法 260 条の 11 に則る規定

(役員を選任)

第10条 役員は、総会において会員の中から選任する。

2 監事と会長、副会長及びその他の役員は、相互に兼ねることはできない。

(役員職務)

第11条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 会計は、本会の出納事務を処理し、会計事務に関する帳簿及び書類を管理する。

4 監事は、次に掲げる業務を行う。

地方自治法 260 条の 12 に則る規定

(1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること。

(2) 会長、副会長及びその他の役員の業務執行の状況を監査すること。

(3) 会計及び資産の状況又は業務執行について不正の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。

(役員任期)

第12条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第4章 総会

(総会)

第13条 総会は、通常総会と臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第14条 総会は、会員をもって構成する。

(総会の権能)

第15条 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

(総会の開催)

第16条 通常総会は、毎年度決算終了後○箇月以内に開催する。

地方自治法第260条の4の規定により3箇月以内に財産目録を作成する必要があります。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 全会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

地方自治法第260条の14に則る規定

(3) 第11条第4項第4号の規定により監事から開催の請求があったとき。

(総会の招集)

第17条 総会は会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号及び第3号による請求があったときは、その請求があった日から○○日以内に臨時総会を招集しなければならない。

請求のあった日から適切な期間内に召集する必要があります。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日○日前までに文書をもって通知しなければならない。

地方自治法第260条の15に則る規定であり、少なくとも「5日前までに」通知を行う必要があります。

(総会の議長)

第18条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第19条 総会は、会員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができ

ない。

(総会の議決)

第20条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

重要事項は、3分の2以上、4分の3以上の賛成を要すると規定することも可能です。

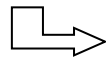
(会員の表決権)

第21条 会員は、総会において、各々1箇の表決権を有する。

- ・ 地方自治法第260条の18に則る規定
- ・ 従来町内会等においては世帯単位で表決権を平等とする運営が行われてきたと思われ、そこで、「会員の表決権は、会員の所属する世帯の会員数分の1とする」と規定することも可能ですが、世帯単位で活動し意思決定を行っていることが遠隔的にも実態的にも地域社会に是認され、そのことが合理的であると認められる事項に限られます。

○ 世帯数分の1とすることが認められない事項

- ・ 規約の変更、財産処分、解散の議決



規約に定めることとなる事項

- ・ 代表者の代表権の制限、監事や役員会の設置等

- ・ 代表者や監事の選任

- ・ 世帯で表決権を取りまとめるには、誰か1人に表決権を委任することになる。
- ・ 未成年者の場合は、民法の定めるところによる。(父 or 母が代理権)

(総会の書面表決等)

第22条 止むを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第19条及び第20条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第23条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

会議が有効に成立し、かつ有効に議決されたことを証明すること

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員の現在数及び出席者数(書面表決者及び表決委任者を含む。)
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果

- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印をしなければならない。

第5章 役員会

(役員会の構成)

第24条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

(役員会の権能)

第25条 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会の招集等)

第26条 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。

- 2 会長は、役員の数分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって召集の請求があったときは、その請求のあった日から〇〇日以内に役員会を招集しなければならない。
- 3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも〇日前までに通知しなければならない。

監事は役員会の構成員にはなれません。

地縁による団体の最高意思決定機関は総会ですが、総会を度々招集することは実際には困難であることから、役員会において実務上の執行に関する事項等を決定することが会の運営上適当と考えられます。

(役員会の議長)

第27条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(役員会の定足数等)

第28条 役員会には、第19条、第20条、第22条及び第23条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第29条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
- (2) 会費
- (3) 活動に伴う収入
- (4) 資産から生ずる果実
- (5) その他の収入

地方自治法第260条の4に基づき
設立時及び毎年(年度)初3箇月
以内に作成しなければならない。

(資産の管理)

第30条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

第31条 本会の資産で第29条第1号に掲げるもののうち別に総会において定

めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において〇分の〇以上の議決を要する。

(経費の支弁)

第32条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第33条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

年度終了後、3箇月以内に総会で承認を得る必要がある。

(事業報告及び決算)

第34条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支計算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後〇〇箇月以内に総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第35条 本会の会計年度は、毎年〇月〇日に始まり、翌年△月△日に終わる。

第7章 規約の変更及び解散

地方自治法第260条の3に則るものであり、総会の専権事項である。

(規約の変更)

第36条 この規約は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得、かつ湯沢市長の認可を受けなければ変更することはできない。

(解散)

第37条 本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承認を受けなければならない。

地方自治法第260条の21に則る規定。

解散とは（法人としての権利能力の消滅、団体自体の解散）

①規約で定めた解散事由の発生、②破産、③認可の取消、④総会員の4分の3以上の同意による総会の決議、⑤構成員の欠乏

(残余財産の処分)

第38条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の〇分の〇以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

地方自治法第260条の31に則る規定で、解散議決と同様に総会員の4分の3以上の議決を経ることが望ましい。

第8章 雑 則

(備え付け帳簿及び書類)

第39条 本会の主たる事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(委任)

第40条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て役員会が別に定める。

附則

- 1 この規約は、 年 月 日から施行する。
- 2 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第33条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 3 本会の設立初年度の会計年度は、第35条の規定にかかわらず、設立認可の日から 年 月 日までとする。

1. 日 時 〇〇年〇〇月〇〇日 時 分～ 時 分

2. 場 所 〇〇町内会館

3. 議 事
- (1) 地縁による団体の認可申請について
 - (2) 区域の確定について
 - (3) 規約の制定（変更）について
 - (4) 構成員の確定について
 - (5) 保有（予定）資産の確定について
 - (6) 事業報告・決算報告について
 - (7) 監査報告
 - (8) 事業計画・予算案について
 - (9) 役員改選
 - (10) 代表者の決定について

4. 議長（1名）の選任

規約第〇条の規定により、〇〇〇〇氏を議長に選出した。

5. 議事録署名人の選任

規約第〇条の規定により、〇〇〇〇氏及び〇〇〇〇氏を議事録署名人に選任した。

6. 総会の成立

規約第〇条のとおり、会員数〇〇〇名のうち、出席者〇〇〇名（うち、書面表決者〇〇名、表面委任者〇〇名）であり、総会定足数を満たし、総会が成立した。

7. 議事の審議

- (1) 地方自治法第 260 条の 2 第 2 項に規定する地縁による団体の認可申請については、出席者全員（過半数）をもって可決した。
- (2) 区域の確定については、出席者全員（過半数）をもって可決した。
- (3) 規約の制定（変更）については、出席者全員（過半数）をもって可決した。
- (4) 構成員の確定について出席者全員（過半数）をもって可決した。
- (5) 保有資産の確定については、出席者全員（過半数）をもって可決した。
- (6) 事業報告・決算報告については、出席者全員（過半数）をもって可決した。

(7) 監事〇〇〇〇氏が監査報告を行い、次のとおり監査意見を述べた。

…

(8) 事業計画・予算案については、出席者全員（過半数）をもって可決した。

(9) 役員改選出席者の全員（過半数）をもって可決した。

(10) 〇〇〇〇氏を〇〇町内会の代表者とすることについて、出席者全員（過半数）をもって可決した。

以上をもって本総会の議案全部を終了したので、司会は閉会を宣言し、〇〇時〇〇分散会した。

上記の議事の審議の要領及びその結果を明確にするため、議事録を作り、議長及び指名された議事録署名人がこれに署名押印する。

〇〇年〇〇月〇〇日

議 長 〇〇〇〇 印

議事録署名人 〇〇〇〇 印

議事録署名人 〇〇〇〇 印

〇〇町内会 構成員名簿

構成員（会員） 総数〇〇名

湯沢市

〇〇年〇〇月〇〇日現在

	氏 名	住 所		氏 名	住 所
1			26		
2			27		
3			28		
4			29		
5			30		
6			31		
7			32		
8			33		
9			34		
10			35		
11			36		
12			37		
13			38		
14			39		
15			40		
16			41		
17			42		
18			43		
19			44		
20			45		
21			46		
22			47		
23			48		
24			49		
25			50		

代表者就任承諾書

私は、_____年 月 日開催の総会議決により、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項に規定する地縁による団体の、_____の代表者となることを承諾します。

_____年 月 日

住 所 _____

氏 名 _____ 印

裁判所による代表者の職務執行の停止の有無
並びに職務代行者の選任の有無

地縁による団体の名称

代表者名

1 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無

(1) 有

(2) 無

2 裁判所による代表者の職務代行者の選任の有無

(1) 有 職務代行者選任有りの場合

職務代行者 住所_____

氏名_____

(2) 無

代理人の有無

地縁による団体の名称

代表者名

1 代理人の有無

(1) 有 職務代行者選任有りの場合

代理人 住所_____

氏名_____

(2) 無

年 月 日

湯沢市長 様

地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

告 示 事 項 変 更 届 出 書

下記事項について変更があったので、地方自治法第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

記

1 変更があった事項及びその内容

2 変更の年月日

3 変更の理由

記載例

〇〇年〇〇月〇〇日

湯沢市長 様

地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 〇〇町内会

所在地 湯沢市〇〇町〇番〇号

代表者の氏名及び住所

氏 名 湯 沢 太 郎

住 所 湯沢市〇〇町〇番〇号

告 示 事 項 変 更 届 出 書

下記事項について変更があったので、地方自治法第 260 条の 2 第 11 項の規定により、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

記

1 変更があった事項及びその内容

(1) 代表者の氏名及び住所

変更前 雄勝 太郎 湯沢市〇〇町〇番〇号

変更後 湯沢 太郎 湯沢市〇〇町〇番〇号

(2) 主たる事務所の所在地

変更前 湯沢市〇〇町〇番〇号

変更後 湯沢市〇〇町〇番〇号

2 変更の年月日 〇〇年〇〇月〇〇日

3 変更の理由 役員改選及び主たる事務所移転のため

年 月 日

湯沢市長 様

地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

規 約 変 更 認 可 申 請 書

地方自治法第 260 条の 3 第 2 項の規約の変更の認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約変更の内容及び理由を記載した書類

- 2 規約変更を総会で議決したことを証する書類

作成例

〔財産目録〕

〇〇年〇〇月〇〇日現在

区 分	所在数量等	金額（評価額）	備 考
(資産の部)			
I 流動資産			
1 現金預金			
(1)現 金			
現金手許有高			
(2)当座預金			
〇〇銀行〇〇支店			
(3)普通預金			
〇〇銀行〇〇支店			
2 未収会費			
〇〇年度会費 ×名			
II 固定資産			
1 土 地			
2 建 物			
3 構築物			
4 車輛運搬具			
5 計器備品、応接セット			
6 電話加入権			
7 有価証券			
〇分利国債			
資 産 合 計		A	
(負債の部)			
I 流動負債			
預り金			
II 固定負債			
長期借入金 〇〇銀行〇〇支店			
負 債 合 計		B	
差 引 正 味 財 産 (A-B)			

(注) 1 法人設立時に、確実に法人に帰属する財産をもって作成すること。

2 備考の欄には、寄附者その他を記入すること。

地縁団体告示事項証明書交付請求書

年 月 日

湯 沢 市 長 様

(請求者)

住 所

氏 名

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 12 項の規定により、次の地縁団体の告示事項証明書の交付を請求します。

1. 地 縁 団 体 の 名 称 _____

2. 地縁団体の主たる事務所の所在地 _____

3. 交 付 請 求 の 理 由 _____

4. 告 示 事 項 証 明 書 の 通 数 _____ 通

上記地縁団体の告示事項証明書を交付してよろしいかお伺いします。

課 長	班 長	担当者	課 内 回 覧

年 月 日

湯沢市長 様

地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

認可地縁団体解散届出書

地方自治法第 260 条の 20 の規定により、年 月 日（告示第 号）付で認可を受けた当認可地縁団体は、下記のとおり解散したので、解散したことを証する別添書類を添えて届け出ます。

記

1 団体の名称

2 区 域

3 主たる事務所の所在地

4 清算人の氏名及び住所

5 解散事由（地方自治法第 260 条の 20 に規定いずれか）

年 月 日

湯沢市長 様

地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

認可地縁団体清算終了届出書

地方自治法第 260 条の 33 の規定に基づき、清算が終了したことを証する別添書類を添えて届け出ます。

記

1 清算の内容（議事録の添付でも可）

2 清算終了年月日

法人化に伴う主要税目の課税関係

税の種類		地縁団体の認可を受けた法人		関係法令
		収益事業をしない場合	収益事業を行う場合	
市税	法人市民税	法人税割 非課税 均等割 課税 (減免規定あり)	法人税割 課税 均等割 課税	市税条例第 50 条 1 項 5 号
	固定資産税	課税 (市長が認めた場合減免あり)		市税条例第 69 条 1 項 3 号 公益のために直接専用する固定資産（有料で使用するものを除く）
県税	法人県民税	所得割 非課税 均等割 課税 (減免規定あり)	所得割 課税 均等割 課税	県税条例第 47 条 1 項 3 号
	法人事業税	非課税	均等割 課税 所得割 課税	地方税法第 72 条の 5 第 9 号
	不動産取得税	課税 (減免規定あり)	課税 不動産を取得した時点の評価額	県税条例第 79 条 1 項 3 号 県税条例施行規則第 27 条 1 項 14 号
国税	法人税	非課税	課税	法人税法第 4 条 1 項
	登録免許税	課税	課税	